

フマル酸ジメチル(DMF)分析

2009年5月1日、EUでフマル酸ジメチル(DMF)を含む製品*の輸入が禁止されました(EU指令:2009/251/EC)。フマル酸ジメチル(DMF)は、防かび剤・殺菌剤・乾燥剤として広く使用されています。当社では、独自の測定方法を開発し、シリカゲルや樹脂中のフマル酸ジメチル(DMF)の受託分析を開始しました。 ※製品中の濃度が、0.1mg/kg(ppm)を超えないこと。

EU指令:2009/251/ECとは

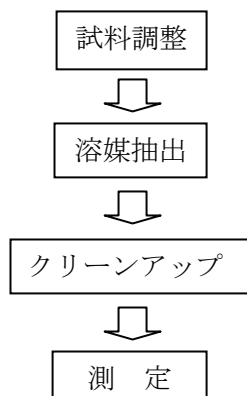
革製の家具や靴の防かび剤として利用されているフマル酸ジメチル(DMF)が、健康被害(皮膚炎)をもたらしているとして、EU指令:2009/251/ECにおいて、EUでフマル酸ジメチル(DMF)を含む製品*の輸入が禁止されました
 ※製品中の濃度が、0.1mg/kg(ppm)を超えないこと。

フマル酸ジメチルとは

名称 :フマル酸ジメチル
 英名 :Dimethyl fumarate
 略称 :DMF
 CAS No :624-49-7
 EINECS No :210-849-01
 組成式 :C₆H₈O₄
 分子量 :144.13
 使用用途 :防かび剤等

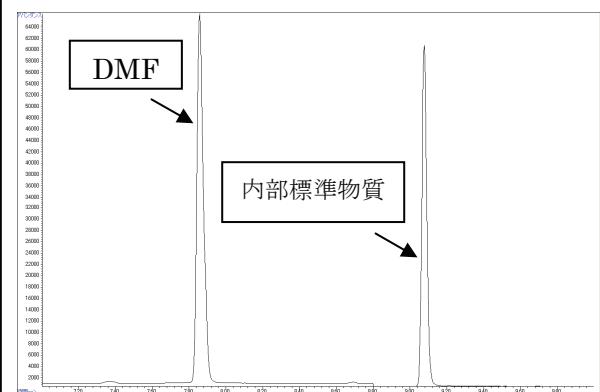
分析方法

測定方法:溶媒抽出-GC/MS法
 定量下限値:0.1 mg/kg



クロマトグラフ例

クロマトグラム例



なお、当社ではフマル酸ジメチル分析の他にフタル酸エステル類やハロゲン分析も行っております。詳しくは、分析担当:会田(内線:316)、山田(内線:276)までお気軽にお問い合わせ下さい。

